

# 四條畷市農業委員会議事録

開催 令和8年2月9日

# 四條畷市農業委員会議事録

令和8年2月9日(月)午後1時30分

四條畷市市民総合センター3階視聴覚室

## 1 本日の出席委員

会 長 中西 久雄  
委 員 南野 靖博、西川 一也、北田 澄子、岡嶋 祐之、林 秀一、  
村上 治、西尾 秀文、小林 克重、片下 周司、田中 邦明

## 2 本日の欠席委員

丸石 正、土井 一憲、久門 廣美

## 3 本日の事務局職員

事務局長 渡邊 卓嗣  
事務局長代理 森 大和  
事務局主査 衣笠 航平

## 4 本日の議案

- 日程第1〔議案第96号〕 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出処理報告の件  
日程第2〔議案第97号〕 相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

## 5 本日の資料 現地写真

議長

午後1時30分開会を宣言。  
ただいまから農業委員会定例総会をはじめます。  
本日の欠席者は丸石 正会長代理、土井 一憲委員、久門 廣美委員です。  
本日の案件は2つとなっておりますので、これからご協議頂きますよう、最後までよろしくお願ひいたします。  
本日の議事録署名者には、北田 澄子委員と岡嶋 祐之委員のお二人にお願ひしたいと思ひます。よろしくお願ひ致します。  
それでは議案に基づきまして協議にはいりたいと思ひますので、円滑な会議の進行にご協力いただきますよう、最後までよろしくお願ひします。

農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出処理報告の件

議長  
事務局長  
事務局主査

議案第96号につきまして、事務局より説明をお願いします。  
議案朗読。詳細については担当より説明します。  
それでは、ご説明いたします。  
農地法第4条の届出とは所有者自らが、田や畑を宅地や雑種地などに転用するときに必要な届出になり、この届出を行わないと、登記簿の地目を変更することができません。  
調整区域では大阪府の許可が必要になりますが、今回は市街化区域のため、許可ではなく、農業委員会への届出になります。  
番号1の場所については、位置図No1をご覧ください。  
西中野2丁目396-38他2筆は、学校給食センターの北西側付近です。現況は前方モニターのとおりで、転用目的はスロープの土留めとなっております。  
なお、地区農業委員の村上委員ともご相談のうえ、現地調査は不要としましたので、4条の届出を受理いたしました。  
また、今回は既に転用されておりましたので、農地法の説明をしたうえで、始末書を提出していただきました。  
事務局からの説明は以上でございます。

議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありませんか。

林委員

境界がブロックの真ん中あたりを示しているから、農地側の部分を今回申請しているということでしょうか。

事務局主査  
林委員

お示しのとおりです。  
モニターでいう左側半分が土留めになっているのか、それともブロック塀となっている全てが土留めで半分側だけ転用するのかどちらか。

事務局主査

もともと、この申請の面積の場所、モニターでいう境界の左側は土留めとなっていました。右側に住宅が建っていますが、住宅建てる際に土留めも一緒にブロック塀に入れてしまったため、ブロック塀の左側と右側で所有者が異なるという状況となりました。今回はそこを整理するために申請となったものです。

林委員  
事務局主査

この左側の農地は何か開発が行われるのか。  
まだ現時点で4条や5条の届出の相談はありませんが、開発の話があると聞いたことはございます。

林委員  
事務局主査  
村上委員  
事務局主査

この今回の申請面積は非常に細かい数字だが、分筆はされているのか。  
分筆されております。  
現状に合わせたということかな。  
おっしゃるとおりです。今回は本当にきっちりとした測量を行って、正規の手続きを丁寧に踏んでいただいたという案件かと思います。

議長  
全委員  
議長

他にございませんか。  
なし。  
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

相続税の納税猶予に係る引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付報告の件

議長  
事務局長  
事務局主査

議案第97号につきまして、事務局より説明をお願いします。  
議案朗読。詳細については担当より説明します。  
それでは、ご説明いたします。  
この証明書は相続税の納税猶予を受けておられる田・畑の所有者が3年に1回税務署に提出する書類であり、引き続き相続税の納税猶予を受けるために農業経営を行っているかを確認し、証明するものです。  
番号1の場所については、位置図No2、3、4をご覧ください。  
大字上田原13-2は田原支所の南側付近、大字上田原157は田原支所の南西付近、大字上田原182、185-1、185-2は正傳寺の西側付近、大字上田原334-1、341は正傳寺の東側付近、現況は前方モニターのとおり、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。  
番号2の場所については、位置図No5、6をご覧ください。  
この案件につきましては、土井委員が申請者であるため、農業委員会等に関する法律第31条に基づく議事参与の制限がありますが、本日土井委員は欠席ですので、このまま進めさせていただきます。  
南野3丁目1340-3、1342、1343は弥勒寺の北東付近、南野6丁目1167、1168は四條畷東小学校の西側付近で、現況は前方モニターのとおり、耕作されていることが確認できたため、証明書を交付いたしました。  
事務局からの説明は、以上でございます。

議長  
全委員  
議長

ただいま事務局から説明がありました。本件についてなにかご意見ご質問はありますか。  
なし。  
ないようですので、この件については委員会報告と致します。

議長

以上、本日の案件はすべて終了致しました。本日の農業委員会定例総会はこちらをもちまして閉会とします。

午後2時00分閉会

以上、議事録の記載に相違がないことを証するため、署名する。

令和	年	月	日	議	長
令和	年	月	日	委	員
令和	年	月	日	委	員
令和	年	月	日	書	記